

第2回 ごみゼロ社会実現プラン策定委員会 議事録

日時 平成16年12月4日(土) 17:00～19:20

会場 ホテルグリーンパーク津 6階葵の間

議事

- ごみゼロ社会実現プラン策定の取組状況について
- ごみゼロ社会実現プラン中間案(素案)について

1. 挨拶

井藤部長 本日は皆様方、大変お忙しい中、この策定委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本来ならば平日に開催すべきところですが、休日のこのような時間の開催となりましたこと、深くお詫び申し上げたいと思います。

さて、このプラン策定委員会は、7月に開催させていただきましたが、それ以来ということになります。これまでにアドバイザー会議をはじめ、ごみゼロ談話、市町村行政連絡会を通じまして、県民、事業者、市町村のご意見等を集約させていただきました。特にアドバイザー会議におきましては、本委員会の委員でもございます広瀬、金谷、両先生を中心といたしまして、夏から秋にかけて3つのグループ、1つ目が発生排出抑制、2つ目が再資源化、そして3つ目が環境学習・県民参画のグループに分かれ、熱心なる議論を行っていただいたところでございます。また、本日のプラン中間案の素案については、これまでの経過における県民の皆さんのご意見も集約させていただいております。

前回、ごみゼロ社会とは、ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動が定着して、ごみの発生・排出が極力抑制されるということ、さらに排出されたごみは最大限資源として活かしていく、そういう社会であり、それを実現するために、このプラン作りを進めていくということを申し上げました。本日の会議では、この社会を作るための基本的な方向とか、数値目標の審議をお願いしたいと思います。それではどうかよろしく願いいたします。

2. 新委員の紹介

渥美主幹 さて、本日の議事に入る前に資料の確認と、新たにご就任いただきました委員の報告をさせていただきます。

資料のほうでございますが、すでに送付させていただきました資料が、1 から7までございます。テーブルにはさらに資料4、資料6、それから「アドバイザー会議の取組計画等について」という資料を配布させていただきました。資料4と資料6につきましては、わかりやすいようにカラー刷りにしたもので内容的には変わっておりません。

それでは早速ですが、資料1プラン策定委員会名簿のほうをご覧ください。三重県商工会議所連合会会長の交代に伴い、今回から小菅弘正様に代わり、田村憲司様にお越しいただくことになりましたので、よろしくお願いたします。なお、本日は田村様に代わり、井ノ口様が代理で出席されておりますので、ご紹介のほうは省かせていただきます。それでは武村委員長、よろしくお願いたします。

3. ごみゼロ社会実現プラン策定の取組状況について

武村委員長 それでは前回に引き続き、ご審議、ご協力、よろしくお願いたします。会議に入ります前に、本日の委員の出席数等につきまして、事務局からご報告をお願いたします。

渥美主幹 本日、現時点でご出席いただいております委員は、13名。うち代理が4名であり、プラン策定委員会設置要綱第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本委員会は成立していることをご報告申し上げます。

武村委員長 それでは会議に入ることといたします。よろしくお願いたします。本日のメインは、事項書の5にあります「ごみゼロ社会実現プラン中間案」の審議でございますが、それに先立ちまして、4の「プラン策定の取組み状況について」ご質疑をいただきます。まず、取組状況等につきまして、事務局からご報告、ご説明をお願いします。

小川室長 事務局のごみゼロ推進室の小川と申します。今日は土曜日のこのような時間に開催いたしまして、大変申し訳なく思っております。改めて、お詫びとお礼を申し上げます。

それでは、プラン策定の取組状況の説明ということで、資料2から資料5ま

で、多岐にわたりますけれども、一括してご説明を申し上げたいと思います。まず、資料2のプラン策定の取組状況。これにつきましては、パワーポイントも用意しておりますが、資料2も見ていただきながら、お聞きいただきたいと思います。

まず、「ごみゼロ社会実現プラン策定委員会」は、先程もお話がありましたように、7月1日に開催をさせていただいております。そこでご確認いただいた事項としては、計画期間を2005年から2025年までとする、プランの対象廃棄物につきましては、一般廃棄物、家庭系、事業系ごみとする、推進主体につきましては、県内のごみに関わるあらゆる主体とする、それから数値目標を設定した取組とする、県民参画によるプラン作りをする、ということをご確認いただきました。また、その際アドバイザー会議を設置いたしまして、具体的なことにつきましては、アドバイザー会議で調査・検討し、この策定委員会へ提案することについてもご確認いただいた、と理解しております。

「アドバイザー会議」での議論につきましては、後ほどアドバイザー会議の副座長であり、本委員会の委員でもある金谷委員のほうからご説明していただきたいと考えておりますので、この場では説明を省略します。ただ、今回ご提案いたします、中間案(素案)につきましては、先ほど部長のほうから話もありましたように、11月18日のアドバイザー会議での議論を踏まえて、今回の策定委員会に提案するというものでございます。

続きまして、「行政連絡会議」でございます。行政連絡会議は県の各県民局において、管内の市町村の担当者の方々に対して開催し、第1回ではごみゼロ社会実現プログラムの概要説明と意見交換などを実施いたしました。これは5月から6月にかけて、県内で7回開催させていただきました。第2回は、11月から12月にかけて行っております。この行政連絡会議での主な意見をここにあげさせていただいております。まずはごみの捉え方の議論がございました。それから、拡大生産者責任の追及、リサイクル社会のシステムの確立が重要だということ、あるいはごみの有料化、等々について議論をいただいたところでございます。

行政連絡会議と並行いたしまして、「ごみゼロ談議」も実施いたしました。これも三重県の7つある県民局ごとに開催し、ごみ問題に取り組んでいる住民の方ですとか、事業者の方を対象にしまして、ごみ減量化の取組、あるいはプランについての意見交換をしていただきました。6月から8月にかけて、7回開催いたしました。第2回目も先程の行政連絡会議と同様に、11月から12月にかけて実施しております。ごみゼロ談議での主な意見として

は、住民、事業者、NPO など、発言される方の立場といいますか、所属に分けて少し整理させていただきました。住民からは、有料化したからといってごみが減るわけではないんだ、ということや、ごみの減量に関する市民の理解をどのように進めるかが一番大事なのではないか、ということがございました。それから有料化との関連で、ごみをきちんと分別して減量化をしている人に対して報いが無いといけない、そういう負担の差を設けていくべきではないか、徹底した分別を進め、再資源化を進める仕方を作るべきではないのか、というようなご意見をいただきました。

事業者の方々からいただいたご意見といたしましては、まずは一般廃棄物と産業廃棄物の混在が多い、ということがございました。これは第1回策定委員会でも、産業廃棄物に関するご意見があったと思います。それから分別については、どうしてこれをしているのか、という意識付けが必要であるということです。何が何でも分別して、というのではなくて、何故これをするのか、どうなっていくのかをきちんと情報として提供すべきではないのかということです。生ごみの堆肥化につきましては、県内でいろいろな方が実施されているわけですが、実際のところ非常に手間がかかることともあり、しっかりとした仕組みが必要であろう、ということもございます。ごみゼロ社会の実現については、官・民・事業者の三位一体の取組が必要であろう、というご意見もいただきました。

続きましてNPOの方々からいただいた意見といたしましては、ひとつは、分別はしているけれども、出す量は実際には減ってはいないのではないかと、ということがございました。また、容器包装リサイクル法では、事業者も費用を負担しているけれども、本来的には事業者負担を大きくするべきではないのか、という意見がございました。バイオガスなどを例に挙げながら、今後の新しい技術、ごみの減量化、あるいはエネルギー利用について、県は新しい技術についても十分検討していくべきではないか、環境教育につきましては、「ごみを出さない」というような言い方ではなく、物を大切に使う文化を見直していくべきではないのか、というようなご意見がございました。最後に、市町村のご意見としましては、事業系ごみが増えている、あるいは市町村合併との関連で、合併をしてもなかなか一度に収集体制を統一できない、という問題がありました。それから、ごみの量が多いという実感が、いわゆる住民のほうでは情報がなく、切迫感がないのではないかと、というようなこと。ごみゼロ社会という呼称をみんながどのように共有してゆくのか、共有できるような指標が非常に大事なんじゃないか、というようなことを、ご意見としていただいております。

「ごみゼロ政策研修会」も開催いたしました。これは市町村の方々に集まっていたいただきまして、ごみ問題への住民参加ということを中心にワークショップを行いました。どういった形でごみ問題に住民が参加していただくのかをワークショップで勉強するというので、委員でもあります広瀬先生が中心となって実施していただきました。これは3回開催しており、第1回は7月23日に、第2回は8月31日に開催しており、その時の基調講演として、「生ごみの堆肥化施策について」ということで、滋賀県の水口町の事例をご説明いただきました。もうひとつは、家庭ごみの有料化、ということで、東京都日野市の小林課長から、家庭ごみの有料化に至るまでの経過、有料化の効果等についてご講演いただいたところでございます。3回目は先日、12月2日に開催いたしました。

それから、「ごみゼロホームページ」を三重県のホームページに開設しまして、これまでのいろいろな取組の状況とか、そういったものを掲げてきたところでございます。アクセス件数は9月では8,180件と、かなり多くの方々に見ていただいていると思っております。

「ネットで県民参画事業」といいますのは、環境森林部の事業ではございませんが、総合企画局が行っている事業で、インターネットを使った会議を試行的に行っており、そこに1つの議題としてごみゼロ社会実現プランを設けています。書き込み数が現在100件を超える状況です。

「一般廃棄物実態調査」も行いました。ごみの組成分析では、集積所に出されたごみをそのまま持ってきて、どのようなごみ組成になっているかを分析いたしました。対象の市町村としては、地域特性を考え尾鷲市、阿児町、菰野町、津市、名張市、伊勢市ということで、8月から10月にかけて実施させていただいたところでございます。この結果は、まだ詳細がまとまっておりませんが、まとまりましたら皆様にご報告したいと思っております。

「県民アンケート調査」については、後ほど資料4によって説明いたしますので、この場では説明については省略させていただきます。「市町村ごみ処理状況調査」、「事業者アンケート調査」の結果はまだまとまっておりませんが、県内の66市町村、11広域清掃組合及び県内2,550事業所に対して協力依頼を行っております。

以上がこれまで取り組んできたところでございまして、今回ご提案いたします中間案(素案)につきましては、先程部長から話がありましたように、こういったいろいろな調査を行いました。特に行政連絡会議ですとか、ごみゼロ談義では、たくさんの意見をいただいております、延べ1,000件以上の意見、提案等をいただきました。それらをまとめますと800件くらいになると思って

います。それらを集約した結果が、今回ご提案いたします中間案(素案)で、アドバイザー会議で議論をいただいたものということでございます。続きまして、資料3スケジュールの関係でございます。1ヶ月程度スケジュールが遅れていまして、大変申し訳なく、皆さんにご迷惑をかけているところでございます。策定委員会につきましては今回第2回ということで、中間案(素案)についてご意見をいただき、それを踏まえて県議会のほうで報告をして、ご意見をいただきたいと思っております。そして、来年になりますけれども、アドバイザー会議の第3回全体会議を1月7日に行っていきたいと思っております。そこでもう少し、いわゆるプランの中間最終案に近いような形のを、なんとかまとめたいと思っております。また、第3回の委員会も1月に行いたいと思っており、これにつきましては、最後のほうで皆さんの日程調整をいたしたいと思っております。

そして、第4回のアドバイザー会議を2月に行い、最後に3月に第4回のプラン策定委員会を行いまして、委員会としてのプランを確定していきたいと考えております。ごみゼロ推進フォーラム、ごみゼロ宣言とありますが、プランができた暁には、市町村、あるいは県民の方、皆さんとごみゼロ社会に向けて、「ごみゼロ宣言」を行い、またフォーラム等を開催して、プランの周知、あるいはごみの減量化に向けての取組を一緒にやっていきたいと思っております。

それから、資料4のアンケート調査が11月にまとまりましたので、その概要について少しお話をしたいと思います。今回調査をいたしました対象は、1-2にございますけれども、県内の15市町村から500名ずつ、合計7,500名の方を無作為抽出いたしました。これは、回答状況1-5にございますように、津市さんから青山町さんまで、地域特性等を勘案して、15市町村を選ばせていただきました。有効回収率としては51.6%は、こういった調査では高い数字と言われております。そういう意味ではごみ問題に関しては、県民の方の意識が非常に高いのではないかと、思っております。

では、調査の中身につきまして、少しご説明いたします。調査結果の2の1、「暮らしの中での関心事や考え事について」ということで、問1につきましては、意識を中心に設問をさせていただいたところでございます。たとえば問1の(1)につきましては、家の中を見回して、あまり必要でないものはたくさんあると思うかどうか、ということ、不用物に囲まれた暮らしをどんなふうに感じているか、という設問をいたしました。そういたしますと、「とてもそう思う」という方が31%。「少しそう思う」という方が47%ということで、80%近い方が、不用物に囲まれているんじゃないか、というような意識をお持ちだ

と。それから、「捨てるときにもったいないと思うか」ということですが、これに対しても高い割合でございました。「とてもそう思う」という方が、33.3%。「少しそう思う」という方が、51.6%で、80%以上の方が、やはりもったいない、と意識をしておられる。

それから、包装材の関係でございますけれども、商品についている容器や包装材に過剰感を持っているか、ということでお聞きしたところ、「とてもそう思う」という方が6割、63.7%と非常に高くなりました。「少しそう思う」という方が27%。合わせて90%くらいの方が、商品の包装に対する過剰感を持っておられると思っております。

レンタル等、リユース利用などの抵抗感はどうなのか、ということも聞きましたけれども、特に抵抗感はない、「そう思われる」という方が16.2%。まあ、それほどの抵抗感はないが、「少しそう思っている」という方で40.2%ということで、レンタル製品等、リユース利用に対する抵抗感はそれほどないのではないかと考えられました。

次に実際の行動について、問2の(1)として、特価品や新製品を見ると、すぐには必要でなくてもつい買ってしまふ、いわゆる衝動買いがあるのかどうか、ということをお尋ねいたしました。「よく当てはまる」が5.6%。「少し当てはまる」が30.6%。まあ4割弱の方がそういったことがあると。次に、壊れたら修理するより買い替えるだろうか、ということでもございまして、これを追ってみますと、買い替え志向ということでございますけれども、「よく当てはまる」という方が11.9%。「少し当てはまる」方が27.6%。ということで、4割近い方がそういった買い替え志向があるんじゃないか、ということがわかります。

(3)では、環境やごみのことを考えずに商品を選ぶかどうか、ということをお尋ねしたところ、「よく当てはまる」という方が17.5%。「少し当てはまる」という方が42%いる。6割近い方が、環境を考えずに商品を選んでいて、ということでもございます。同じように、レンタル品より新品志向というんですか、これも50%以上の方が新品を購入する、ということでもございます。

そういうことで、問1と問2を見比べてみますと、意識は非常に高いものがあると思われまふけれども、実際の行動がなかなか伴っていない部分がある、ということが言えるのではないかと思います。それがもう少しはっきりするのが、問3のいわゆる生ごみだと思ひますけれども、使い残しや賞味期限切れによる食材の廃棄について、「よくある」という方が17%。「たまにある」という方が52%で、70%近い方が、賞味期間切れがあるということがわかります。同じように、食べ残しによる食品廃棄ということにつきましても、5

割の方がそういった状況にある、ということでございます。

とは言いつつも、意識としては問5にありますように、使い捨て社会への危機感というものに疑問を持っている、このままでいいのか、と感じている方が、90%を超えていると。9割の方が、やはりおかしい、こういう社会はおかしい、という危機感というか意識をお持ちになっている、ということがはっきりするかと思います。そういった意味で、今後ごみ問題全般に関して、環境全般に関してかもわかりませんが、皆さんが意識としては非常に高いものをお持ちで、そういった方についての施策というものが、非常に重要な問題になってくるのだらうと思います。

それから少し飛びます。14ページのところを開いてください。いわゆる「ごみの有料化について」でございます。最近国のほうでも有料化について検討している、という情報がありましたが、有料化についてお聞きした設問でございます。まず14ページの問17。税金を使ってごみ処理を行うことについてどう思いますか。それについて、「今のままでいい」というのが27.5%。「最低限は税金、それ以上は量に応じて出す」というのが44.8%。「ごみ量を多く出す人が負担して、ごみ処理費用を福祉等に回すのがよい」というのが、12.6%でした。それから、次に15ページを見ていただきたいんですけども、問18でごみ有料化に対する賛否を聞きました。賛成か反対か、ということでございますけれども、「賛成」が27.7%。「どちらかという賛成」が38%ということで、我々は当初、反対がもっと多いのではないか、と思っていましたけれども、意外と有料化に対して、賛成というか、そういった意識が多い、というふうに思われます。その中で特徴的なのが、その下の表を見ていただきたいんですけども、下から2番目阿児町のところが、「賛成」の方が48%、「どちらかという賛成」が38.9%と非常に高い割合になっております。これは、阿児町、今は志摩市ですけども、すでに有料化を実施していますので、そういった結果が現れてきたのではないかと、思います。以上、簡単でございますけれども、アンケート調査の報告でございます。最後になりますが、資料5で先進事例調査の概要をまとめております。これは委員の皆様、あるいは市町村の皆様とともに、先進事例調査に行かせていただいた結果でございます。横須賀市と鎌倉市の事例、それから3ページは先程申しました水口、現在の甲賀市の事例となっております。それから4ページが京都市の事例。バイオマスの実証研究というかたちです。最後に東京都日野市、有料化で有名でございますけれども、日野市の事例でございます。

時間の関係で、省略した部分もたくさんございますけれども、以上で取組状

況の説明を終わらせていただきたいと思います。

武村委員長 どもご苦労様でした。ただいまの説明にありましたように、アドバイザー会議を始めとして、政策研修会、行政連絡会議、ごみゼロ談議、ワークショップ、そのほか調査、視察等、大変きめ細かな準備をしてきた、ということでございます。それと今後のスケジュールについてご説明がりましたが、そういったきめ細かな議論、調査等を踏まえて、アドバイザー会議で議論をしていただいて、ごみゼロ社会実現の中間案というのが、素案として出てきたというこの経過でございます。この素案が出てきた経過につきましては、このあと事項書の5に入ったときに、金谷先生のほうからご説明いただきますが、それまで今の取組状況とかスケジュールにつきまして、ご質問等ございましたら、ご発言よろしくお願いたします。

植村委員 たくさんの説明の中で、ちょっと気に留めてメモしたんですけども、資料4の6ページの使い残りや賞味期限切れによる食材の廃棄というところでございますけれども、今、私たちもいろいろ勉強させてもらっています。賞味期限というのは、一応日にちが書いてありましても、あれはもう少し緩やかに、まだ2、3日は食べられる、という賞味期限。そして、消費期限だったら、これはもう、どうしてもその日までに食べてしまわなければならない、という期限が書かれてございます。これを知って見分ける方は、賞味期限のほうだったら、その期日が過ぎててもまだ2、3日は大丈夫だ、ということで、別に捨てなくてもいいかと私は思います。だけど、これが消費期限だったら、やはりその期日までには、食べてしまわないといけない、というように食品に期限の日にちが書いてございます。ここを見ておきますと、廃棄するのがよくあるとか、たまにある、というのが、相当パーセントが上がっておりますけれども、やはりこれは、もっと皆さんが勉強していただいて、むやみに捨てないということへ、消費者団体としての啓発も大事ですけども、県としてもこれを啓発していくことも大事なのではなからうか、ということを感じました。

そしてもう1点。よく物を捨てるといいますけれども、住宅を新築した場合、どこでもよくクローゼットを取り付けるわけですね。そうすると、もう家具が置けないということで、そういう家具、非常にまだ立派な家具は、伊勢市と六ヶ町村でリサイクルプラザというのを運営しております、そこへ持って行きます。傷があつたり、塗料がはげていると、家具の専門家の方々が修理しまして、それを定期的に入札販売するわけです。ちょうど今日、伊勢市のリサイクルプラザでイベントがございまして、たくさんの家具が売れまし

た。あまり安い家具だったら、それは捨ててしまうんでしょうけれど、良い物はそういうところへ持っていかれます。今日は加藤市長さんもお見えでございますけれども、加藤市長さんもお来場くださいました。

武村委員長 大変貴重なご意見ご要望をいただきましたが、この調査について、たとえば消費期限と賞味期限の違いとか、事務局としては、何かありませんか。

小川室長 多数のごみが実際残ってしまうとか、捨てるものが多いとかいうことをお聞きしたかったので、細かく消費と賞味というんですか、そこまでは詳しく検討はしておりません。

武村委員長 今までの取組状況としては、その辺はあまり神経を使わなかったということですが、大変貴重なご意見で、中間案に入れられるかどうか、その時にまたご審議いただきたいと思いますが。他に何かご発言は。

水谷委員 資料2の9ページですが、ごみゼロホームページのアクセス件数が、9月で8,000件を超えたということですが、このホームページからの意見というのは何件くらい出ているのかということをお聞きしたいのですが。というのは、今回のこのアンケート、先程資料のご説明で、大体6割から7、8割は、意識は高いんだけど、生活が伴っていないということなんです。全体から見ますと回収率が50%なので、それが約半減するわけです。アンケートの答えをいただいていない方が半数くらいいるということは、その方々の意識というのは、残念ながら低いという方向に解釈するほうが自然ということを考えれば、まだまだ全体的な意識はそれほど高くないと理解するべきじゃないのか、ということ。そこでごみゼロのホームページは、誰でも見られるわけですし、そこからの意見が何件あるか、というのが非常に重要ですのでお尋ねしたいと思います。

もう1点ですが、資料のアンケートの中の3ページにレンタル製品等のリユースの関係が書いてあります。この設問ですが、レンタル、リユース利用に対する抵抗感と希薄さ、というこの設問の仕方は、適切ではないんじゃないかと。抵抗感があるかないかではなく、抵抗感があるかと問うて「ありません」というふうな形のほうが自然じゃないか、と思うんですが。この設問の仕方についてお伺いしたいと思います。

武村
委員長

以上2点、ひとつは資料2の9ページ、ひとつは資料4の3ページです。

小川室長

まず、ホームページの関係でございます。具体的なご意見は実際のところございませんでした。ただ、一方で「ネットで県民参画」という事業を総合企画局でやっていまして、こちらのほうで、こんなことをしたらどうか、というものが若干あったと思っております。現在のところ、ホームページに掲げているものが、取組経過が中心になっていまして、具体的にこれというものを提案していないので、なかなか皆さんが、意見を言いにくいということがあるんじゃないかと思っております。

渥美主幹

県民アンケートの件ですけれども、ご回答いただいた方が 51.6%では半分の方は回答をいただいているのではないかと、ということです。確かにそのとおりですけれども、一般的な話では一方的にアンケートを県民の皆様を送りまして、回答を送ってくださいというだけで 50%を超えるというのは、なかなか数字的には高いというふうに聞いております。忙しい中であつたり、いろいろな事情もあつて、出されていない方も多いので、一般的な見方として数字的には高いものをいただいたというふうに思っております。それからご指摘いただきましたアンケートの中の、記述にかかる部分なんですけれども、事務局でどんな質問をするか、ということはいろいろと考えました。循環社会研究所という私どもがアンケート調査を委託している会社のプロの見方で、県民の皆さんがふっと答えやすいような、統計がしやすいような設問をいろいろ取り入れていただきました。そういう意味で、プロの目を通してさせていただいたものですけれども、完璧ではない部分もあるかと思っております。

水谷委員

ありがとうございます。まず設問の仕方ですが、要は抵抗感の希薄さ、「とてもそう思う」とか、「少しそう思う」とか。これは会話として不自然だろう、と思うんですけれど。そういうところをご指摘させていただいたんですが。それともう 1 点。アンケートの回答率の高さ低さを言っているのではなくて、アンケートの回答をいただけなかった方についてどういう理解をしているか、という話をしているんです。つまりそういう方々は、残念ながらこういう取組について理解が低い、あるいは関心が低いというふうに考えるのが自然ではないか。

そういう考え方の中で、6 割 7 割の方が、たとえば意識が高い云々という、そういうコメントがございましたが、全体的に見てどうなんだという解釈をする必要があるんじゃないかとご意見をさせていただいたわけでございます。ですから、アンケートが高い低いという評価ではございませんので、その辺をぜひもう一度、素案の段階でお考えいただけたらいいと思います。以上

です。

松林 総括室長 確かにおっしゃるようにアンケートの回収率は50%ということですが、結果については今の状態ではなかなか意識はあっても実態が伴っていない、そういうことがありました。ですから、それらについて目標として9割まで高めていくということを考えております。あとで説明させていただきますけれども、そういう中で県民の方々の意見をどうしていくかということ、先程のご意見も参考にしながら考えて参りたいと思います。

武村委員長 よろしいでしょうか。それではメインは事項書の5でございますので、まだまだ伺いたいこともあろうかと思いますが、関連することもあるかと思えますので、移らせていただきます。事項書の5「ごみゼロ社会実現プラン中間案(素案)について」でございます。それではアドバイザー会議、副座長の金谷委員さんのほうから、経過報告をお話いただきます。よろしく願います。

4. ごみゼロ社会実現プラン中間案(素案)について

金谷委員 副座長の金谷でございます。本日は座長の広瀬先生が急用のため欠席ですので、私が代わりをさせていただきます。本日配布いただきました「アドバイザー会議の取組経過等について」の資料に基づいてお話をさせていただきます。事務局のほうからも説明がありましたが、第1回のプラン策定委員会を受けてアドバイザー会議を7月16日に開催いたしました。そこで基本的なことを確認し、打ち合わせをしました。そしてそのあと、課題別のグループ会議ということで、発生・排出抑制、再資源化、環境学習・県民参画という3つのグループに分かれてそれぞれ2回会議を開いてきました。会議に先立って、事務局の方が各委員の方と個別ヒアリングをしていただきまして、詳しい話をして会議に臨む、という形にしていきました。それから、グループ会議全体ではありませんけれども、先程ご説明ありました先進事例調査につきましても、委員の何人かが参加をしております。第2回のアドバイザー会議は11月18日に開催いたしました。この場で、このあと説明があります資料6、資料7の原案を提出いただきまして、それに基づいて議論をいたしました。先程説明のありました実態調査の成果ですとか、策定スケジュール等について確認をいたしました。そして、ごみゼロ社会実現プランの中間案について、数値目標の設定を中心に検討を行いました。その結果、アドバイザー会議として、数値目標そのものについて

は、大きな異論はありませんでした。それで、それらが説得力を持つよう、今後も議論を継続してゆくことを前提として、基本目標までの部分について、概ね了承いたしました。

また、基本方向につきましては、後日事務局において、委員から意見を集約し、できる限り整理した上で第2回のプラン策定委員会に提案していくということで、今日に至っております。そして、主な意見ということで下のほうに挙げていただいております。資料6の数値目標についてですけれども、数値目標としてまず、排出量に関する目標というのがございます。具体的には30%削減ですけれども、この30%という数値そのものについては、特に異論はありませんでした。これはあとで事務局の方からも説明があると思っておりますけれども、これまでの三重県下の市町村さんのほうで設定されている目標の中に、30%位という自治体も結構ありました。それからもう1つ、先程アンケートの県民意識のご説明では、時間の都合上ありませんでしたけれども、どの程度まで仮に減らせますか、という質問に対して、10%から30%位まではいけそうです、という答えが結構多い。多いというか、少なくなかった。ですから、そのことをある程度反映した形で、それほど無理ではないだろうという理解で30%というのが出てきたと理解しております。ただ、もともとは1人1日あたり30%減、という表現だったんですね。この1人1日あたりというのは、実はごみのほうの分野では、これは非常に誤解しやすい表現なんです。その地域、自治体から出てくるごみ全体を、自治体の人口で割った量、というのが、この意味合いなんですけれども、生活系のごみ、生活をする人だけみたいなイメージも若干ありますので、これを単純に排出量30%減、としたほうがわかりやすいのではないかと、ということ。それと生活系、家庭系のごみも30%減らすし、事業系のごみも30%減らすというように、はっきり両方とも書いたほうがいいんじゃないか、という意見であります。これは、もともとの事務局の案と矛盾するということではなくて、その主旨をもっとはっきり書く、という意味合いでございます。

それから2つ目の丸ですけれども、最終処分量ゼロという、これはむしろ高い目標だろうと思います。これについては、非常に評価に値すると。そういえば、この委員会そのものは「ごみゼロ社会」ですから、どれかがゼロになっていないと、少なくとも主旨に合わないんじゃないか、という意見もありました。ただ、実現に向けての難しい部分もあるかと思っておりますけれども、何も努力しないでゼロになるということはありませんので、ゼロにするにはどうしたらいいのか、どうすればゼロになるかという形で、考えていけばよいのではないかと、という意見がございました。

3つ目は、数値目標の1つとして20年後に出てくるごみそのものは30%減らすわけですが、30%減ったごみについてそのうちの50%、半分は再生利用されるというような形です。これについても、異論はございませんでした。ただ、残りの50%のごみを具体的にどうするのか、ということについて、細かな数値目標を設定する必要は、この段階では、必ずしもあるとは思わないけれども、その残りのごみの行方ですね、処理方法につきましても明らかにしておく必要があるのではないか、というような意見がありました。

それからその次ですけれども、ごみゼロ社会実現の目標として、環境負荷の抑制について、たとえばダイオキシンの発生とかがありますが、現時点での目標設定が困難であれば、文章でその重要性、必要性を明記しておく必要があるのではないか、という意見でした。

最後ですけれども、スーパー等が店頭回収した再生可能資源、ペットボトル・白色トレイ等については産業廃棄物として処理されているという実態があります。これはちょっと補足がいるかと思いますが、家庭から出てきたものを私たちがスーパー等に行くときに持って行って店頭のとこに返していくというパターンがあるわけですね。そのときに、今の廃棄物処理法上、いったん事業者のほうに移りますと、こういうプラスチック類は業種指定がありませんから、事業所のごみというのは、結局産廃になってしまうわけですね。各自治体ごとの排出量の目標を設定したときに、家庭系ごみについては市町村の収集BOXではなく、必ず店頭回収で処理すれば、排出量が削減することになるわけですが、一方事業者は産廃処理費の負担に頭を悩ませており、事業者が納得しないのではないか、というご意見もありました。これは自治体によっては、その市町村のスーパーを回収拠点の1つと位置づけて、そこに集めたものを市町村が持っていくというパターンもありますので、それが現時点としては両方あるという事情について、ご意見をいただきました。

総体としては、資料6、資料7の数値目標・基本方向については、概ねよろしいのではないかと、若干修正訂正がありますけれども、よろしいのではないかとということでアドバイザー会議ではいたしました。

小川室長

それでは続きまして事務局のほうから、資料6「ごみゼロ社会実現プランの体系」と資料7「ごみゼロ社会実現プラン中間案(素案)について」をご説明いたします。資料6と資料7を見比べながら聞いていただきたいと思います。ちょっと煩雑になりますけれども、よろしく願います。

まず、資料6で、先程金谷委員からご説明をいただいた発言の確認をさせていただきます。今回中間案(素案)として提出いたしますのは、まだ完全にはまとまっておりませんが、全体としてはこのような体系になるだろうという前提で整理しているわけでございます。今日ご説明いたしますのは、資料6の基本理念、基本目標と基本方法。この3つのところをご説明申し上げてご議論いただきたいと思います。それ以降の基本施策とか、あるいは白地になっていますけれども、地域別の方法とか、プラン推進マネージメント、あるいは県の行動計画につきましては、今回の議論を踏まえて、来年のアドバイザー会議にかけ、その後策定委員会にかけていきたいと考えております。従いまして、今日ご説明いたしますのは、基本方法までということでご理解いただきたいと思います。

それではまず、基本理念の関係でございます。そこに至る前に少し資料7、第1回に説明しましたことと重複いたしますけれども、少しご説明させてもらいたいと思います。資料7の1ページに1として「ごみゼロ社会実現プラン位置づけ、性格」ということが書いてございます。プラン策定の主旨といたしましては、こうした言葉で書いてございます。「ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動が定着して、ごみの排出発生が極力抑制され、排出された不要物は、最大限資源として有効利用される『ごみゼロ社会』の実現を目指す」と。これがプラン策定の主旨でございます。

それから、プランの性格とか位置づけです。(2)でありますけれども、このプランはあくまでもごみの減量化に向けた具体的な、将来像を明らかにした長期計画ということで、法律が定める計画ではなくて、三重県が昨年発表いたしました、「ごみゼロ社会実現に向けての基本方針」に基づき任意に策定する計画です、ということで整理をさせていただいております。そういうことでございますので、(2)にありますようにごみゼロプランにつきましては、最終的には三重県が説明責任・結果責任を負うということがあるわけです。ただ市町村との関係では、(5)にありますように、市町村さんとか住民との関係でございますけれども、このごみゼロプランを自らの行動指針として、それぞれの活動において実践していただきたいと、こういった表現になっております。従いまして、三重県の任意の計画でございますので、市町村さんとか住民の方、あるいは事業者を拘束するものでは決してございませんけれども、やはりこのプランをご理解いただいて、行動指針として、一緒に共同してやっていただきたいということで思っております。

それから5ページがごみの現状でございます。第1回でもご説明いたしましたが、そのときは、13年度分をご説明したと思います。今回ご提示しており

ますのは、14年度で直近でまとめたものでございます。排出の状況でございますけれども、これは基本的に昨年度と変わっておりません。だいたい80万トン前後くらいをずっと推移してきております。平成14年度におきましても78万8千トンということで、昨年に比べると2千トンほど増えていますけれども、おおよそこれまでの傾向ということでございます。1日1人当たりのごみ排出量につきましても、同じように今回大幅な変更にならずに、だいたい1,200前後で推移しております。14年度の実績は1,159グラム、13年度は1,157グラムになります。若干の増ということでございます。

それから資源化の関係でございます。平成14年度の実績、資源化率が22.4%。13年度は18%でございましたので、やはり分別等も進んでおりまして、上がってきているという状況でございます。最終処分場は、先ほども話がありましたように、20年後にはゼロにしようということで提案しているわけでございますけれども、現状は15万1千トンということです。これは年々減っておりまして、平成4年度と比較いたしますと、最終処分量は約55%の減少となっています。それから訂正がございます。その上の四角の中の図8、「容器包装リサイクル、都市分別収集度の推移」というところで訂正をしてください。表の注釈のようなものがありますけれども、計という欄がありまして、実は計の分がこの表の各々の棒グラフの、上半分に上がっておりまして、ダブルカウントした形になっておりますので、上の分は削除していただきたいと思っております。

基本理念の関係はごみゼロ社会の実現ということで、これは資料7でいきますと11ページに掲げてございます。先程プラン策定の主旨で申し上げたのと同じでございますが、ごみゼロ社会の実現を目指そうというのが、このごみゼロプランの基本的な理念でございます。プランの計画期間については先程の取組の中でも少しご説明いたしましたが、第1回策定委員会で確認されたところでございます。

ごみゼロプランの推進主体ということで、これも第1回策定委員会で承認されたものでございますけれども、12ページに発生抑制とか排出抑制、様々な取組の断面が、どういった主体がどのような役割を持つのか、ということイメージとして掲げてございます。こういったことを一度整理した上で施策を追っていかうということで整理をしたところでございます。県の役割がどうなのかということについては、13ページに県の役割として掲げました。基本的な考え方としては、いわゆる補完性の原則というものを考えております。言ってみれば住民、事業者のできないこと、あるいは非効率になってしまうこと、こういったものを県がサポート等をするということでございます。一方

では先程申しましたように、プランは、県が説明責任を持つことであれば、推進に関してはリーダーシップを持つということをここに記載しているわけでございます。

次に資料6の基本目標のところ、資料7では14ページ以降になります。プランの目指す到達点ということで、1つはやはり目指すべき地域の将来像を掲げ、実現したい地域はこんなものだ、ということで掲げております。地域の将来像、実現したい地域社会というもの、理想的なものをこういう形で掲げさせてもらいました。

そのための数値目標ということで、(2)にありますようにひとつはごみの減量化の問題。ごみの量を減らすこと、それから、先程金谷委員からもお話がありましたけれども、環境負荷の低減に関すること、それからもう1つは、市町村、県民の参画と協働、こういったものが、数値目標として大きく掲げられてくるのではないかとということで、14ページで整理させていただいたところでございます。その考え方が、15ページに少し細かく説明をさせてもらっております。1つは県全体の目標として設定すること、もう1つは活動の成果、有効性を出す指標を設定する、あるいは客観的に比較できる指標を設定する等々を、数値目標全般についてここにまとめてあります。そういったものが、先程も申しましたけれども、ごみの減量化に伴うもの、環境負荷の抑制に関するもの、参画・協働に関するもの大きく3つの観点から、基本目標として掲げさせていただきました。下の四角には、関連する主な意見をまとめてございます。これは先程から申し上げております、ごみゼロ談議とか行政連絡会議等でいただいた意見を参考のために掲げたものでございます。

具体的な数値目標の提案については、金谷先生に大部分ご説明いただいたわけですが、再度説明していきます。まず、(1)としてはごみの減量化に関することです。発生排出抑制、再使用、再生利用、熱回収等についての数値目標を提案いたします。①としてごみの量に関する指標。ごみの排出量削減率を2002年実績に対して30%減、家庭系ごみも30%、事業系ごみについても30%ということでございます。その根拠は21ページを見てください。「市町村ごみ処理基本計画における目標設定」とございます。これは三重県内の市町村さんで処理計画が作られており、その処理計画からごみの排出量、主な目標指標等をここにまとめてみたものでございます。見ていただくとわかりますように、大体この処理計画が10年から15年の期間で作られているものが多いと思います。ごみの排出量につきましては、20%は伊勢市さんであるとか、多いところでは桑名の事業系ごみでござ

いますけれども、30%ですとか、20%以上のものも複数ございます。そういったこともあって30%と。今回は市町村さんの基本計画より長い20年間ということで30%というものを設定いたしました。22ページを見ていただきますと、アンケート調査で家庭ごみの減量化がどの程度可能か、ということを知ったわけでございます。そうしますと30%以上は非常に難しい、というような結果でございましたので、それも勘案しながら、30%というごみの排出量削減率を考えたところでございます。

続きましてごみの再利用率ということで、目標数値として、2025年に排出される半分は再利用にしたいということで50%としました。この再利用率という言葉につきましては、聞きなれない言葉かも知れません。再利用率という言葉の含义は、再使用、いわゆるリユースと再生利用、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルというものを指しています。いわゆる熱回収については、今回は除きました。といいますのは、熱回収も1つの再資源化の方法であろうかとは思いますが、やはり循環型社会ということから考えますと、再使用、再生利用というのが上位に上がってくる、そしてこのあとに熱回収ということがあるだろうということです。それから熱利用、エネルギー利用の効率の観点からですとか、何でも燃やせばリサイクルというような認識が一人歩きする、ということを危惧いたしまして、今回再利用率には含めない、ということにいたしました。

次にごみの最終処分については、先程ゼロということで、金谷委員からもお話いただきました。非常に難しい、高い目標かも知れません。とはいえ、20年後の世界を考えますと、今後は再資源化とか、資源回収とか、そういったものは技術面でも発達するだろう、ということも含めまして、ゼロといたしました。ただ、災害等特殊な要因となるものもございまして、そういったものを除くということで、ゼロとご提案をさせていただきたいと思っております。

こういう形を取ると実際はどうなるか、といいますと、19ページに20年後のごみ処理の姿というものをわかりやすいように書いてみました。2002年の時点では、全体排出量は78万8千トンでございます。19.2%が最終処分、14%が再利用というものでございます。20年後は、まず排出量が30%削減されますので全体量としてはだいたい55万1千トンの排出量になります。そのうちの半分がいわゆる再利用となりますので、27万トン近くが再利用となります。最終処分量がゼロでありますので、残りの50%が焼却等になりますけれども、ここに書いてありますように、単純な焼却処理ではなく、出来る限り熱回収も行われ、エネルギーとして有効利用される、ということ考

えたいと思います。

続きまして 19 ページ。基本的な数値目標としては、環境負荷の抑制というものも掲げるべきと考えておりますが、金谷委員からも説明がありましたように、なかなか難しいことです。現時点では、指標化するための現状調査等が、なかなか進んでいない状況もありまして、最終的には掲げていきたいと思いますが、今回のところはまだ環境負荷の抑制に関する数値目標を提案できない状況でございます。最終的に、様々な課題をクリアした時点で改めてプランの最終目標として掲げていきたいと思っております。

それから同じく多様な主体の参画・協働に関する指標でございます。これはごみの減量化やごみ問題に関する意識、行動の変化を表す目標を作るということで、県民アンケート調査の結果を活用いたしまして、次のようなものを挙げました。まず、物を大切に長く使おうとする県民の率、それから環境に配慮した消費行動を取る県民の率、食べ物を粗末にしないように心がけている県民の率、各々90%ということに目標を置いたものです。それから最後にごみゼロ社会実現プランの認識、これはやはり100%知っていただきたいということで100%と掲げました。この考え方は次の20ページに少し書いております。これは先程申しましたようにアンケート調査を利用した数字でございます、県民参画に関する数値目標として20ページに(A)から(F)までのアンケート調査を活用して、最終的には先程申しました3つの、ものを大切にとか、あるいは環境に配慮した消費行動とか、食べ物を粗末にしないとか、そういったものに置き換えまして、数値目標としたところでございます。

それから基本方向でございます。資料の25ページには目標達成のための具体的な取組、20年間やるべきことということを書きました。昨年発表いたしました基本方針の考え方を再度記載しているところでございます。そして基本方向としては大きく4つ掲げました。発生・排出抑制、再資源化、環境と経済の好循環創出、それから気運醸成・文化形成と大きく括って、その中で、たとえば発生・排出抑制については、拡大生産者責任の徹底とか事業系ごみの減量化とか等々掲げているところでございます。どうして拡大生産者責任の徹底とか、生ごみの再資源化が出てきたのかにつきましては、先程来申し上げておりますように、いろいろなところのご意見、昨年の基本方針を勘案しながら整理してきたところでございます。拡大生産責任の徹底等につきまして、非常に大きな問題でございまして、国全体で取り組んでいくべき問題かもわかりません。法的な問題、制度的な問題もございまして、とはいっても、非常に有効、重要な問題でございまして、今後

地方自治体においても、こういった考え方に基づいた取組を積極的に推進していく必要があるということで、基本方向に掲げたところでございます。続きまして、事業系ごみのことでございます。ここにありますように14年度における県内の事業系ごみの排出量25万2千トン。総排出量に占める割合は32%ということでございます。こういった事業系ごみは、本来事業者処理責任があります。そういったことも踏まえて今後事業系ごみの減量化、あるいは再資源化を進めていくことも大事な課題であろう、ということで掲げたところでございます。

それから28ページ。リユースの増進でございます。リユースはご存知のように3R、リデュース、リサイクルと合わせて、基本的な取組といわれております。ところが、特に飲料容器に関しましては、近年、缶とかペットボトル、紙コップ、いわゆる使い捨て容器が非常に増えてきており、一方で一升瓶とかビール瓶に代表されるような再使用可能な瓶が減少しています。エネルギーとか、天然資源のことを考えて、使い捨てをやめるという大きな流れを作ることが不可欠であろうということで、課題としてあげさせていただきました。

それから30ページ。再資源化に関するものとして、1つは容器包装ごみの減量・再資源化というものを書きました。今年行ったいわゆるごみの組成分析の結果では、家庭系ごみに占める容器包装の割合が高くなっておりまして、重量では12.6%。それから容積比では36.5%と非常に大きな割合を占めています。そういった意味で、容器包装ごみの減量、あるいは再資源化というのが大きな課題となっています。なお、容器包装ごみにつきましては、容器包装リサイクル法により分類収集、再資源化を行っているわけですが、自治体の負担が大きすぎるのではないかとということもありまして、一部見直し作業が進められているようです。

次32ページ。同じく再資源化に関するものとして、生ごみの再資源化というものを取り上げました。家庭系ごみに占める生ごみの割合というのは非常に大きく、重量比で46.6%、容積比で18.8%、なおかつ焼却ごみの3割を占めているということでございます。そういった意味で発生排出抑制、再資源化の大きな課題となっております。一方で、生ごみにつきましては、県内各地で生ごみの堆肥化等、非常に積極的に取組まれている実情もございます。ただ、堆肥の品質管理とかに課題があつて大いに広がっていないという問題もございますが、そういった問題も含めまして、今後生ごみの再資源化のシステムを構築していく必要があると考えているところでございます。

それから34ページ。環境と経済の好循環創出ということでふたつあげておりました、「産業・福祉・地域づくり等と融合したごみ減量化対策の推進」とありますが、一体となったごみ減量化対策の推進ということでございます。ごみの減量化について、単にごみをごみとして見るのではなくて、ごみと産業、あるいは福祉、地域づくりというものに融合した形、一体となった形でごみ減量化というものを考えていく必要があるということでございます。わかりやすい例として、たとえば地域産業の関連でいきますと、戸田家というのは鳥羽市にある旅館でございますけれども、こういった観光旅館は大量の生ごみが発生いたします。この生ごみを原材料として農作物の肥料、養殖業の飼料を作っている。それを地域の農業、あるいは水産業の方が利用していただいて、その生産物をまた戸田家さんのほうで使う。ごみをごみとしてではなく、資源として循環し、地域産業に資するということを考えているということでございます。こういったごみ減量化も今後の大きな課題として取り組んでいきたいと思っております。

次に35ページ。公正で効率的な市町村ごみ処理システムの構築ということでございます。これは市町村のごみ処理事業に要する経費が、非常に高くなっている。特に平成4年度以降増加傾向にございまして、平成13年度では年間の県民一人当たり処理費用は、約2万6千円といわれています。今後人口減少とか、高齢化等が進みますと、市町村の財政面が非常に厳しくなってくると予想されます。そういった意味では、ごみ処理経費の削減といえますか、ごみ処理経費の見直しというものが当然、求められてくるだろうということを考えています。今後は誰がごみ処理をするのか、どういった負担をするのか、要するにごみ処理における各自治体の役割分担とか、費用負担等の面から議論する必要があるだろうと思います。住民の方とか事業者の皆さんの相互理解と現状把握の中で、より公正、効率的なごみ処理システムを構築していく必要があると考えています。

それから最後になりますけれども、気運醸成・文化形成ということで2つ掲げました。ごみ行政への県民参画促進、それからごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワーク作りということです。ご承知かと思えますけれども、ごみ行政は市町村と法律的にはなっているわけですが、ごみゼロ社会の実現にはそれだけにはとどまらず、住民の方、事業者の方、行政、それぞれができることをやらなければならない。それも主体的に積極的に取り組むことが必要であるということで、たとえば、市民が積極的にごみ処理事業に参画すること、そういうこと自体が環境学習であり、消費者としての意識改革につながってくるということで、ごみ減量化に向けての県民参画は欠かすこと

ができないという認識をしています。ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくりは、地域で活動する、地域でごみを自らの問題と捉えて責任をもって行動する人づくり、なおかつそれを横につなぐネットワークづくりというのが非常に大事だということで、今後の大きな基本的な方向として掲げたいということでございます。

今後は、基本方向を確立した上で基本施策を具体的に取り上げていきたい。43 ページにありますように、取組事例等を紹介しながら、どこにどういった課題があるのか、それは三重県内でいつどんなふうに取り組んで行くのか、そういったことを含めて課題を整理しながら、基本施策を整理した上で、またお伺いしたいと思っております。今回中間案(素案)としてご提案させていただくものにつきましては、以上です。

武村委員長 どうもご苦労様でした。確認ですが、いちばん最後におっしゃったことで、本日は42 ページまで考えるということですね。43 ページ以降の基本施策はあとで、とおっしゃったのは、第3 回策定委員会と。

小川室長 第3 回の策定委員会には、提案をさせていただきたいと思っております。

武村委員長 最終案には入れるわけですね。

小川室長 はい。

武村委員長 わかりました。ということで本日は、資料6 で言えば基本方向まで。ページ数で言えば42 ページまで、ということでご審議をお願いいたします。それと確認ですが、資料6 との対応関係ですけれども、基本方向は確かに25 ページから42 ページまで、ということで対応していますね。でもその前の部分、基本方向と取組の柱というのは、たとえば16 ページにあるようにも思えるし、散らばっているので、その対応関係はどうなんですか。

小川室長 対応関係ですが、おっしゃったとおり少し乱れております。アドバイザー会議にご提案したのは、抽出したところをまとめてご提案いたしましたので、少し体系が整理できていない部分もございますので、次回はもう少し体系付けて整理したいと思っております。

武村委員長 これも確認ですが、次回とおっしゃいますが今日決めるのでしょうか。資料6 の図を書き換えるのですか。

小川室長 今日は基本目標と基本方向をご覧いただきたいと思います。

廣村委員 資料7の14ページ。「県民しあわせプランと廃棄物処理計画」というのがあ
るんですけども、この年度と当基本目標の2025年と、どういうふうに対
応しているのでしょうか。県民しあわせプランの目標値がありますし、廃棄
物処理計画、三重県のものがありますけれども、それとごみゼロ社会実現
プランの30%が、どういうふうに関連しているのかよくわからない。

松林 今までの三重県の一般廃棄物に対する数値目標でございますが、しあわ
せプランなり、廃棄物処理計画は、2、3年前に作り、その後新たな数値等
総括室長 が入ってきており、それを踏まえて今回プラン作りをしております。また新た
にこのプランができれば、逆にこの廃棄物処理計画、しあわせプランの目
標数値を変えていきたいと考えております。

廣村委員 そうすると、この市町村のも変えてもらうわけですね。

松林 市町村ですが、県の計画とは別に、市町村さんがそれぞれ独自に作られ
総括室長 たものですので、今後このプランができたときに、各市町村といろいろお話
しをして、このプランを受けた形でやっていただければと、思っております。

武村委員長 よろしいでしょうか。「県民しあわせプラン」との関わり、また、市町村さん
の関わりについてお話がございました。

長尾委員 アンケートの結果ですけれども、10%~30%が1,802件で、30%~50%が430
なんですよね。

武村委員長 資料のどこですか。

長尾委員 22ページですね。それで30%と決めたということなんですけれど、そういう
ことでいいのか、ということ。この点の取り方というのが、たとえば25%にした
ら、25%になったのと違うかな、というところがわかりにくいんですけど。こ
れは誰が決めたんですか。10%~30%、30%~50%という区切りは。

渥美主幹 アンケートの区切りにつきましては、あまり細かく切ってもどうかというこ
とで、コンサルさんと事務局で相談をしながら、一応5つくらいというふうにし
て、こうなったわけです。これくらいの数字が妥当ではないだろうかというこ
とで、作らせていただきました。

長尾委員 それではお聞きしますが、今回これを作るのに、あなたたちは何%減らそう
と思っているんですか。環境森林部の目標というのはないんですか。

松林 環境森林部という話ではなくて、このプラン作りは、県民の方たちのいろいろ

総括室長 ろなご意見も聞きながら、皆で参画して作っていくということを主旨にしておりますので、そういう中で、皆で20年後どこまで減らすことができるだろうと、このアンケートをさせていただいております。そういう中で、3割が最大限かということでございまして、最終的にこのプランができたときには、環境森林部は三重県のものとして、これに基づいていろいろやっていきます。けれども、現時点では環境森林部というものではなくて、県民の方たちのご意見を踏まえた上で設定させていただいております。

長尾委員 わかりました。それでいいと思うんですが、そうすると、10～30という、この区切りというのが、私にとっては非常にこの10～30というのが入れやすい、アンケートとして。自分がアンケートをもらったら、この中で10～30に入れると思います。それが本当に最大のものであるのか、という裏づけは難しいですよ。それで30%と書いてしまうのは、いいのか。

小川室長 今回そういったものとか、あるいは根拠とかを言ったわけですが、アドバイザー会議でも議論してきたものということで提案させていただきました。それでまた、ご意見があるのであれば、委員会でもそういったものをいただければ、もう一度考え直すことは可能です。

長尾委員 私の意見としては、最大50%減というのが、各市町村の計画の中にもあるわけですから、「可燃ごみ18,900トンを50%減・名張市」というのがあるわけですから、それにあわせてあげなくていいのか。そうしないと、名張市は一生懸命やっているけれど、他のところは、というようなイメージを抱かれませんか。

松林
総括室長 三重県も広く、非常に人口の多い都市部から東紀州のほうまでございまして、それぞれ事情も違うし、現在のごみの排出量も違う。それぞれの生活への取組も違う。そういう中で何をとればいいのかと。一応三重県全体としては、平均的なもので目標ということを考えております。だから、必ずしもこれが名張市の足を引っ張るという意味ではなくて、どんどん下げていただくところは、下げていただいたらいいと思います。すべての高いところに目標を置いたときに、対応が難しいという市町村も出るのではないかという考えで、三重県全体ということで考えさせていただいております。

長尾委員 わかりました。

武村委員長 他にいかがでしょうか。何かご質問等ございましょうか。

水谷委員 3点ご質問させていただきます。まず、1点目ですけれども、資料7の13ページです。県の役割についてですけれども、いわゆる、このごみゼロ社会実現プランの中ではあまり触れられておりませんが、これを進めていこうとすると、現在もいろいろ問題になっております、不法投棄の問題が出てくるんじゃないかと思えます。そういう意味では、県の役割として不法投棄については、やはり県がいわゆる警察のところも、大きな役割を占めるのではないかと思うんです。この辺について、どこにも触れていないので、入れるべきではないかと思えます。この点についてお尋ねさせていただきたいと思えます。

2つ目は資料7の27ページに関連することなんですけれども、事業系ごみの減量化の中でも指摘があります。いわゆる事業系のごみで、特に小さな事業者については、家庭ごみへの混入等の問題がございまして、結局、市町村の範疇なのか、県としての範疇なのか、非常にわかりづらいところがあります。つまり、家庭ごみとして出す場合、あるいは産廃として出す場合が混在しておりますので、課題提起だけはしてありますけれども、どういふふうに考えていくか、というところがあまり具体的ではないので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目ですが、資料7の19ページですが、20年後のごみ処理の姿、これは非常にわかりやすくいいと思っています。これに関連してですけど、冒頭の資料2からここまでの説明の中でもありましたが、いわゆるごみの定義というものをどう考えるか、というところなんです。つまり、焼却するもの、あるいは最終処分で埋め立てするものは、ごみと捉えていいが、そうでない再利用するものは、ごみではなく資源として定義してその方向性をつけられたらどうか、という意見があった、と冒頭で説明がありました。まさにその辺の整理をすべきではないか。つまり、20年後のごみ処理の姿を見ますと、最終的には、先程言いました焼却するもの、あるいは埋め立てするものは、ゼロになっているんですけれど、ごみとごみではない再利用するものを明確に分けたほうが、よりわかりやすいというふうに思えます。以上3点について考え方を教えていただきたいと思います。

松林 ちよつと後先しますけれども、事業系ごみにも産業廃棄物と一般廃棄物が
総括室長 ございまして、たとえば木屑なんかは、業者でいうと製材業なんかは産業廃棄物になりますが、普通のそれ以外の事業所の場合は、たとえばパレットなんかは、一般廃棄物になったり、非常にややこしい部分がございます。基本的には産業廃棄物は、県の事務になっております。そして、一般廃棄

物については市町村の事務ということで、ここではいわゆる一般廃棄物に関する事業系ごみを言っております。わかりにくいところがありましたら、最終プランの中で、もう少し確認できるような形で整理させていただきたいと考えております。

それから、最後におっしゃいましたことについて、もし間違っていたらもう1回言っていただきたいんですけども、50%のものにつきましては再生利用ということで、再使用と再生利用、いわゆるマテリアル、ケミカルのリサイクルでございまして、熱利用するというのが残りの50%でございます。そして、埋め立てはゼロというふうに整理しております。こういう回答でよろしいでしょうか。

それから、不法投棄でございますが、当然不法投棄はなくしていかなくてはいけないということで、市町村、県が協力して産廃、一廃にこだわらず、将来根絶していかなければならないと考えております。ただ、不法投棄はそもそも犯罪でございますので、このごみゼロプランは、ごみ全体をどうするか、きちとした形で基本案の中でどうしていくか、ということでございますので、少し不法投棄の言及はちょっとなじまないかなと思います。ただ、県も不法投棄対策に関しては、力を入れていきたいと思っております。

水谷委員

まず、19ページのグラフの説明を見たらよくわかるんです。そのまま今、説明していただいたんですが。要は先程、熱処理、熱回収の部分は除外して、という説明がありまして、再利用、再生、言い方はちょっと間違いかもわからないですが、再利用としては考えないということです。ですから再利用の部分は、ごみとしての定義をやめてしまえばいいじゃないかということです。資源として定義してしまえばいいじゃないか。これを一緒にたにごみとしているから、何かすべてイメージとして捨てるごみ、なんですよ。そこをきちんとしたらどうか、ということです。結果的に埋め立てがゼロだということは、埋め立てのごみについてもなくなっていくわけで、いわゆる白い部分だけをごみとして定義したらいいんじゃないか、ということなんです。そういうことを言っているんですけど。これを全部ごみにすると、結局最後までごみで、資源という考え方がなかなか定着しない、という意味です。

それと、県の役割について当然警察権という話なんですけど、ごみゼロ社会の実現を本当にやっといこうとすると、必ず不法投棄の部分は問題になってくると思います。一廃、産廃にかかわらずですが、その部分をきちっと明確にするべきではないかと思うんです。これとは全然違うところで、という話ですけど、一緒にしないと。違うところで議論するものではない、というよう

に認識しているんですけども。そういうことをっております。

武村委員長 他にご意見ございましょうか。

金谷委員 今回の水谷委員のご意見ですけども、基本的には私も賛成です。不法投棄のことは、実際には問題になると思うんですね。今日の整理としては、事務局のほうからもお話がありました第3回の基本施策のほうで、入ってもいいと思います。たとえば有料化にしても、行えば出てくるでしょうから、基本方向はこれでいいとしても、基本施策のほうにはそのあたりを入れる必要があるかな、と思います。

もう1つ、水谷委員がおっしゃった資料7の19ページの、このグラフのところに関連したことですが、主旨はこういうことかと思うんですね。たとえば、50%が再利用する、ということを読民がきちっと理解するためには、たとえば出てくるものを「生ごみ」というよりも、「堆肥化の資源」とか、そういう表示をして、最初から、各市町村がごみの排出の表を配りますよね、そこに「生ごみ」とかではなく、表示として「資源」というような言葉を入れてやるようにすることも一案ではないか、と。そんな主旨だと思うんですね。そのあたりは、17ページにも目標の②で「資源の循環利用」となっておりますので、事務局のほうで考えているのも本質的には同じだと思うんです。ただ、施策のほうで、出すほうの表示の問題とか、そのあたりも入れてもいいと思います。そのあたりは大事なことかと思えます。

武村委員長 今ご議論になっているのは、大変大事なことで、言葉の問題でもあるんですが、たとえば、ごく大雑把に言えば、再利用とか再使用に関して、ごみとして出しているけれど、本当はごみじゃないんだという、そういう精神ですよ。それを最初からごみと言うべきか、ごみとして出しているものの中で再使用できるものは、ごみとは言わないとすべきか、どちらが混乱を招くだろうか、というそういう問題だろうと思うんですね。

今、金谷先生がおっしゃいましたように、たとえばそういう表示をしたとして、我々ごく一般の人間が出す場合、この部分は本当はごみではなくて利用できるかどうか、という判断をするは、かえって難しいような気がするんですね。ですから僕がこれを読んで理解しているのは、ごく普通に我々が最初にごみとして出しているごみについて、どういう処理をしていくか、という過程だと思うんです。ここで、とりあえずごみと言っているのは、水谷委員さんが言われている、本来はごみでないものもごみと言っている、ということを出発して、それで次第に、実はこれはごみではない、これは熱にもな

る、というふうを持ってゆく流れだと思います。なので、それを最初の段階から、ごみでないものをごみというべきかどうか、というのはなかなか難しく、ちょっと僕は今、混乱しているんですけどもね。アドバイザー会議の中で、ごみの定義はあまりなかったですか。

金谷委員 そうですね。そのあたりについても、実は非常に難しい問題ですよ。理解はなかなかできていないと思います。ただ、私個人で言えば、私は大阪ですけども、近くにスーパーがあって、そこに日常的にペットボトルとかビン缶を持っていきます。持っていくときは、ごみを持っていつている、という意識は全然ないです。一方、自分の家の台所の隅に、いわゆるごみ箱があって、そこに入れるときの意識と、部屋にもう1個、たとえば冷蔵庫の上のほうに置いてありますが、そこに入れるときには、明らかに意識が違いますよね。そのときにはペットボトルにしても、ラベルを取って中を洗って持って行く。そして持っていくとスーパーのご担当の人が見ていてくれて、分けて持っていけば非常に喜んでもらえるし。ですから、それは明らかにごみを捨てているという意識はないんですよ。ただ、現実には行政上の言葉というのがありますので、つまり中央官庁の廃棄物処理法上で「ごみ」というのが、実はあるので難しいとは思いますが、水谷委員がおっしゃったような基本精神といいますか、ごみとして出すけれども、あとで中間処理をした上で再利用できるものもありますので、今日はなかなか難しいでしょうけれども、今後はまた検討してゆく必要があるんじゃないかと思えます。

武村委員長 金谷先生がおっしゃったように、今日どちらかに決めるのは、非常に難しいと思います。しかし、少なくともこれを読んだ県民の皆さんが、混乱しないようにする責任はありますので、最終案までには、その辺の要件を十分決めて決定するとして、中間案としては、それは説明としてくっつけながら、とりあえずこれでいかせていただいて、いかがでしょうか。

水谷委員 それで結構でございます。ただ、全部ごみとするのは現在の生活状況とあまり変わらないですね。つまり紙は再利用できるとか、ペットボトルは資源になるということになれば、ごみ箱と一緒に入れなくなるんじゃないか。いわゆる県民への意識啓発につながるという考え方で申し上げました。だから、すべてをひっくるめて、再利用できるもの、できないものを全部ごみとすると、家庭では全部一緒にごみ箱に入れる。分別が進まないんじゃないか、というような考え方で申し上げました。ですから、委員長にお預けいたします。

武村委員長 今おっしゃったことは非常に重大なことで、よく理解しておりますので、その辺を、最終原案を作るときに十分お考えいただきたいと思います。植村委員さんがおっしゃった、たとえばタンスとか、そういうのはここで言えばリサイクルに当たります。基本施策の中でリサイクルショップとかフリーマーケットの促進とかがありますけれど、ですから当然植村委員さんのご指摘も入ってきていいんですよね。よろしく願いいたします。他に何かご意見ございましたでしょうか。

井ノ口代理 質問というよりは、今後考えていただきたいな、と思っておりますことを2点、申し上げたいのですが。1点は基本目標で、ごみの排出量を削減、家庭系平均30%。それから事業系30%ということで、これはアンケートですとか、今までの先進的な市町村の目標を勘案されてのことだと思えます。ところが一方、ごみの最終処分量ゼロと、これは今回策定の中でも象徴的になるものかと思うのですが、目標として掲げられるのはいいんですけども、今後これが出て行ったときに、単に希望的目標値というのではなくて、やはり何らかの説明ができるよう考えておかれたほうがいいと思います。つまり、象徴的であるだけに、皆さん関心が集まると思いますので、そこは理論付けて出さないと、と思えます。

それから、この目標自体が、今回県民のアンケートを中心に、数字をまとめたというわけですけれども、この県民アンケートというのは、どちらかというと消費者の立場に立ったアンケートになっていると思うんですね。たとえば、このプランの30ページに「容器包装ごみの減量・再資源化」というのがございます。ここに書かれているのは、いわゆる消費者の立場から言えば、過剰な包装とか、そういうものは必要ないんじゃないか、ということが基盤にある、ということで、そういうことから、目標を立てていく非常に関心が高い、という理論構成になっているわけですけれども、何故過剰包装がされているかということですが、要するに30年、40年前の社会とは違って、今は非常に大型のスーパーとか、そういうところで物が買えるわけですよね。そういうところでは、対面方式ではないものですから、すべてを包装しておかないと、売ることができない。昔でしたら、対面ですから、そこで量り売りすることができたんですけども、それができない。できないのは何故かという、人件費がかかり、それは高いですから。包装した分は、事業者の立場から言えば、安く商品を提供できると、大量に売れると。そして日にちも持つというようなことから、そうなっていると思います。そういうところを、どう20年間の間で変えるのかということもある程度考えておかないと、消費

者の立場だけでこうするぞと言っても、なかなか難しいと思うわけです。そこらへんをどう考慮されているのか。

武村委員長 今、ご質問が2点あって、ひとつは最終処分量をゼロにする、ということ。それから2番目におっしゃったことは、資料3でたとえばステークホルダー会議等で考えているので、そのあたりをちょっとご説明お願いします。

松林 最終処分量ゼロにつきましては、確かに現時点では難しい部分がございますけれども、たとえば今、市町村で熔融炉がございます。産業廃棄物は別にしまして、本当に処理が難しいもの、そういうものを処理できるものもございます。熔融したものについてスラグとして、いろいろな再生材として使っていくと。技術的な進歩も必要になるとは思いますけれども、20年すれば可能になるのではないかと、県としてもやっていきたい、という意志の中で、このゼロはおいております。

総括室長 それから過剰包装等がございます。これにつきましては、なくしていきたいという意志でプランは作っていきたく思いますけれども、それをどういうふうにしてやっていくか、今委員長もおっしゃったようにステークホルダー会議等もいたしますので、事業者の皆様のご意見も聞きながら、この施策の実際の段階で考えていきたいと思っております。

武村委員長 よろしいでしょうか。

太田委員 基本目標のところ、ごみゼロ社会実現プランの認知率は100%で、それから④、⑤、⑥については90%となっております。どうせ「ごみゼロ社会」といえば最初から唱っておるのですから、これは全部100%にはできないんでしょうか。

武村委員長 資料6基本目標④⑤⑥も100にならないか、というご意見です。

小川室長 そういう議論もございますが、やはり全部の県民の方に本当はやってほしいわけですが、実際には異論がある方もいらっしゃいます。非常に難しいのではないかと、ということで9割とおいた訳でございます。

太田委員 私の言いたいのは、ごみゼロ社会というのはかなり難しい。できるかできないか、私自身はどうせ生きていないでしょうからわかりませんが、これを20年かけてごみゼロにしようという目標を持って進み出すわけですから、県民の皆さんは、10%はついてきてくれないだろうとして90%、というのはいかがですか。

武村委員長 基本的には、そのあたりはこの会議で決めればよいことだと思いますので、もしこの件につきましてご意見がありましたら、活発によろしく願います。多分、案を作る側としては、認知から行動に移る間に段差を設けたんだろうと思いますが。

廣村委員 たとえば4番、5番、6番、7番、というのは、この1番から3番までの、ひとつのバックボーンになるような意識改革ですよ、2020年、2025年と同じような最終地点ですから、今から10年後にはこの率にしよう、というのでは何ら問題はないじゃないですか。そのときに100%にするか、90%にするかという議論はあるかもしれないけれども、これを先行指標にしておいて、あとは2025年に実際の数値目標にするというのも1つの方法だと思うんですね。

武村委員長 アドバイザー会議としてはいかがですか。100というのは、ちょっと議論があるという話ですが。ある程度の実現性を考えて。

金谷委員 個人的には100にしてもいいんじゃないかと思うんですけど。目標ですからね、20年後の。現実には、これを図ろうとすると、県民アンケート的なものを継続的にしていくということになるかと思えますけれど。たとえば、ごみの最終処分量をゼロにすることを実現することの大変さよりも、指標として100%にすることの大変さのほうが重いとはあまり思えない、ということです。全部100にそろえたほうがいいんじゃないか、という気はします。個人的には。

小川室長 ちょっとよろしいですか。今、資料7の20ページで、もう一度説明をします。なぜこういう形になったのか、という説明をさせていただきます。意識と行動の変化を表す目標ということで、3点を挙げたわけでございますけれども、今回あげたのは、アンケート調査で、(A)から(F)までですね、これを加工して掲げてございます。実際のところ、ものを大切に使うという県民の率ということで、その下にありますけれども、(A)、(B)の③④、あまり当てはまらない、行動が伴っていない、ですね。その方が、現状値としては58%ですね。こういった現状値を踏まえた上で掲げましたので、なかなか100までということには至らなかったでございます。

武村委員長 まあ、そういう事情はよくお分かりになった上でご発言されているんだと思います。実際には難しいけれども、目標としては、もうちょっときっちり100にしたらどうか、というご意見なので。今のところ100でもいいんじゃない

か、という声も多いですから、いかがでしょうか。

松林 今決めていただいて、もう一度アドバイザー会議でも議論させていただければ、と思うんですが、少し言い訳的で申し訳ありません。先程の20ページの表で説明させていただきましたが、その中で(E)と(F)というのがございまして、食べ物を粗末にしない、を努めている県民の率。これは何かといいますと、使いきれなかったり、賞味期限が切れたために食材を捨ててしまうことがありますか、という、食べきれず料理を捨ててしまうことがありますか、を2つ合わせてしております。まあ、20年後もいろいろな家族構成なんかで、男性も女性も働くと。そのような中で家庭にもものを買ってきて、ライフスタイルが完全に昔のように、買ったものをすべて使いきると、そこまでは難しい部分があるんじゃないか。そういうような中で9割としておきました。これも苦しい言い訳ですので、もう一度議論いただければと思います。

武村委員長 苦しい言い訳ではなくて、まさにそういう予測は当然だと思うんですね。難しいというのは。認知率を決めるのは。だけど、それを十分皆さんご承知の上で目標として100にしておけないかというご意見なんで、その妥当性についてどうか、ということですが。今のところ100でいいんじゃないか、というご意見が多いということです。ただ、今のご提案で、1つありましたのは、もう一度アドバイザー会議にかけたい、というご意見でございますが、どうでしょう。

小川室長 この策定委員会のほうで最終的に決めていただくわけですので、こちらで決めていただければ、余程のことでない限り、アドバイザー会議のほうにかけなくてもいいのかなと思っています。

武村委員長 感触としては金谷先生も、100でも差し支えないんじゃないか、とおっしゃいました。ただ、100にすると、返って県民の皆さんが逆に軽く考えてしまうという恐れもないことはないですけどね。しかしそれは考えすぎかもしれません。いかがでしょうか。100というこ とで、よろしいでしょうか。

小川室長 わかりました。委員会がそういうことであれば、事務局としては問題ありません。

武村委員長 それではちょっと繰り返しますが、④⑤⑥、資料6の基本目標ですが、これを⑦とそろえて100とする、ということで決めたいと思います。どうもありがとうございました。予定より5分過ぎてしまいました。なお重要な点で、ご質疑ございませうか。

加藤委員 基本方向の中の気運醸成・文化形成に、ごみ行政への県民参画、ネットワークづくりといったことがあるかと思えます。私は県職員と市町村職員の2つを経験した立場から、やはりごみゼロを20年後に目指して実際にやっというところとすれば、これは単なる計画で終わってはダメで、やはり継続的な取組が必要になってくると思えます。これは施策のほうで考えていただきたいのですが、基本的に一般廃棄物の処理をしているのは市町村、一部事務組合ですから、やはり市町村との連携、そして我々からすると市民との連携ということが、ネットワークづくりも含めて位置づけられ、それが私が申し上げたように継続的に取り組んでいかなければならない。その視点をぜひこの基本施策の中で入れ込んでいただきたいので要望させていただきます。

武村委員長 今ご指摘がありましたことは、最も基本的な問題でどうしてもどこかで活かさなければいけないのですが、この点について、基本施策以降の問題とおっしゃっていただきましたが、原理的な点で何か県のほうからひとこと言っていたいただけますか。

松林 総括室長 今後、体系の中の基本施策のほうで、地域別の方向とか、プラン推進のマネジメントなども決めていきますので、先程市長さんがおっしゃったことも盛り込んでいきたいと思えます。

武村委員長 最近、持続可能な、ということが言われておりますので、特に強調されました。その点をよろしく願いいたします。

佐々木代理 私と井ノ口さんは、事業者側の立場ですが、ごみをなくそうとする運動と、商売で儲けようという運動は、逆の立場でございます。買いたくないものを買わせる、といいますか、今の日本は物がすごく豊かですので、基本的なものを買わせるのではなくて、より無計画な物を、より衝動買いを誘発するような商売をしていかないと儲からない。そうすると、そういうものはリサイクルなしに、どちらかという使い捨てで、ごみがいっぱい出ると。ごみゼロの運動と経済の面、相反するんですね。意見にもありましたが、消費者の方がそういうものは買わないというふうになれば、生産者側、商売する側は、作らないし売らない。消費者をいかにそういうふうに持っていか、当然経済は沈滞しますけれども、買わないということになれば作らない、売らない。その辺は強調しにくいかわかりませんが、いちばん基本のところだと思います。生産した物は、最終的には全部ごみになります。きれいごとではなくて、本当になくそうとすると、そこまで言及しておかないと、このごみ

ゼロプランは委員会で終わるんじゃないかな、とそんな感じがします。解決策を、と言っているわけではないです。

武村委員長 おそろしく難しい問題で、これ中間報告に入れるんですか、室長。

佐々木代理 基本のところをおさえないと、20年後にゼロにします、100%リサイクルします、といっても、実現不可能な具体策になってしまう。

井ノ口代理 よく買われる方は包装はなくてもいい、とおっしゃるんです。まあ、それはそのとおりだと思うんです。だけど売る側にすると、商品を安くしようとすると、ある程度の包装をして、人がいなくてもうまく売れるような形を取ろうとすると、どうしても包装せざるを得ない。そういうところがあるものですから、それを皆さんが理解いただいて、少々高くなっても、何回も買い物をしてもいい、という形にしていけば包装をそんなにしなくてもいいとなるんですが。そういう関係にあるんです。このアンケートが消費者の立場からのアンケートだけを採用して作られているものですから。

武村委員長 非常に難しい問題ですから、時間があっても解決がつかない問題ではあるんですが、避けては通れないですね。お一人お一人意見があると思うんですが、たとえば男女共同参画の問題でも、今すぐにある会社に対して役員をフィフティ・フィフティにすることを実際にやったらまず潰れるのでは、という現状があります。しかし、企業に直接接していないという気楽さがあるのかもしれませんが、たとえば50年後、100年後には男女共同参画していない企業は成り立たないという社会になるんじゃないか、という希望を込めてやっているんです。おそらくごみゼロといったときには、現時点では矛盾がありますけれども、無駄なものが出るような包装なりをしている企業は成り立たなくなるという、予測というか、希望はあると思うんです。その点を何10年後に視点をすえてものを言うかによって、違って参りますので、こういう場合に計議をして、県が施策に活かしていく場合には、50年後なんてことだけ言っているわけにはいかない。従って現実問題としては、ステークホルダー会議に十分請け負っていただいて、それを活かした形で作っていくしかないだろう、という気がするんです。ただ理念的なところで、今佐々木さんがご指摘された文言を入れるとなると、非常に難しいものですから、現実にもそのあたりを十分考慮した取組を計画して入れていただく、ということで我慢していただくしかない、という気がするんです。

佐々木代理 拡大生産者責任の徹底という、その部分が消費者は悪くないんだと、そ

ういものを作っている事業主側が悪いんだ、という発想。むしろ逆で、そういうものを買う消費者ほうが変われば、ごみはどんどん減ってくる。あまり消費者の悪口は言いたくないんですが、消費者の意識次第というところなんです。

武村委員長 消費者を善玉にしているわけではなくて、無駄なものを捨てている消費者が悪い、という指摘でもあるので、必ずしも善玉悪玉に分ける必要はないと思うのですが。非常に難しい問題ですよ。

植村委員 消費者が買うから悪いということですが、今の社会情勢とかスーパー業界の態勢というのは、やはり先程言われたように、人件費の節約のためにトレイを使うということがございます。衛生面が非常に大事なものの包装は結構ですけども、お野菜とかまで包装されているものもありますね。トレイにまで乗せて。そういうことのないようにすれば、トレイやラップなども、塵も積もれば山となるで、それが抜けていくということがあります。それから、贈答品によく過剰包装というのがございますね。見栄えのいいように箱作りをしている、底上げしている。そういう事業者の箱作りも考えていかないと。事業者にもっと強く申していかないと、なかなか過剰包装も減らないと思います。消費者も非常に勉強されている方はおりまして、今は買い物袋はいらない、自分でマイバッグを持っていくとか、そういうことをやっている方が結構います。細かいところからやっていかないと、なかなか前に進まないのではなからうかと思ひます。

武村委員長 ありがとうございます。
それでは、まとめて言えば、文言としては基本目標④から⑥までの数値を100にするという訂正があつて、あといろいろご意見がございましたので、中間報告としてご説明を各所にする場合に、誤解ないように説明を十分していただきたいという要望をつけて、この中間案(素案)をお認めしてよろしいでしょうか。ここで今、中間案(素案)認めたからといって、最終案のときに今認めたものを訂正しないという意味ではございませんので、今の段階で出すということでよろしいでしょうか。ご異論がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

あと議事として「その他」とございますが、何かあるでしょうか。

小川室長 特にござひません。今日は大変遅い時間にありがとうございます。訂正部分もございましたが、中間案(素案)という形でご議論いただきまして、ありがとうございます。

武村委員長 それでは議事はこれで終わりいたします。どうもありがとうございました。

氏名	所属等
植村 静子	三重県消費者団体連絡協議会会長
太田 喜代高	三重県資源再利用事業協同組合理事長
加藤 光徳	三重県市町村清掃協議会会長(伊勢市長)
金谷 健	滋賀県立大学助教授(アドバイザー会議副座長)
田村委員代理 井ノ口輔胖	三重県商工会議所連合会常務理事
近藤委員代理 田中恭一	津市環境部長
○武村 泰男	財団法人三重県文化振興事業団理事長
長尾 計昌	34530会(三泗ごみまる会)会長
新居 遠一	三重県子ども会連合会常務理事
服部委員代理 内田眞伸	菰野町環境課企画監
廣村 敦	日本チェーンストア協会中部支部代表
藤田委員代理 佐々木史郎	三重県商工会連合会専務理事
水谷 優志	三重県PTA連合会副会長
井藤 久志	三重県環境森林部長

○:委員長

(順不同)

事務局

松林万行 三重県環境森林部循環型社会構築分野総括室長
小川裕之 同 ごみゼロ推進室長
渥美仁康 同 ごみゼロ推進室主幹